○常陸太田市少量多品目生産売れ筋野菜栽培農業用簡易ハウス整備事業補助金交付要項

平成３０年４月９日
告示第５２-２号
改正　令和元年５月８日告示第８５号
改正　令和３年３月３０日告示第４４号
改正　令和４年３月３１日告示第８３号
改正　令和５年３月３１日告示第１２９号
改正　令和６年３月２９日告示第１０６号

（目的）

第１条　この要項は，地場農産物の安定生産及び品質の向上並びに有利販売を促進するため，農業用簡易ハウス（ビニールハウスをいう。以下「農業用簡易ハウス」という。）を市内に設置し，少量多品目生産売れ筋野菜栽培に取り組む農業者等に対し，予算の範囲内において補助金を交付することについて，常陸太田市補助金等交付に関する条例（昭和３０年常陸太田市条例第６１号。以下「条例」という。）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（補助対象）

第２条　補助の対象となる者は，次の各号のすべてに該当する者及び団体とする。

(1)　市内に住所を有する者及び団体

(2)　直売所等への販売を目的に農業用簡易ハウスを活用して少量多品目生産売れ筋野菜栽培（水稲育苗のみは除く。）に取り組む者及び団体

(3)　市税に滞納がない者（団体にあつてはその構成員）

(4)　補助金の交付を受けようとする年度及びその前年度に，この補助金の交付を受けていない者（生計を一にするものを含む。）及び団体

(5)　これまでこの補助金を受けたことのある者（生計を一にするものを含む。）及び団体である場合においては，第１０条に定める常陸太田市少量多品目生産売れ筋野菜栽培農業用簡易ハウス栽培実績報告書の２年以上の実績及び現地の調査を実施した結果，この補助金により整備した施設が有効に活用されていると認める者及び団体

２　補助対象となる施設は，農業用簡易ハウス本体（設置工事費含む。）とし，新設又は増設したものに係る費用（以下「事業費」という。）に限る。

３　この補助金を受けることができるのは２回までとする。ただし，道の駅ひ

たちおおた又は市内直売所等へ農産物の出荷を意欲的に取り組み，かつ，品揃えの増加に資することが見込めるものとして市長が特に認める場合は，この限りではない。

（補助金の交付額）

第３条　補助金の額は，１回あたり事業費の２分の１以内とし２０万円を限度とする。この場合において，１，０００円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は，常陸太田市少量多品目生産売れ筋野菜栽培農業用簡易ハウス整備事業補助金交付申請書（様式第１号）に，次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　見積書

(2)　位置図及び平面図

(3)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定の通知）

第５条　市長は，前条の申請を受理したときは，その内容を審査し補助金の交付の可否を決定し，常陸太田市少量多品目生産売れ筋野菜栽培農業用簡易ハウス整備事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の実績報告）

第６条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は，補助対象事業が終了したとき又は当該年度の３月末日までに，常陸太田市少量多品目生産売れ筋野菜栽培農業用簡易ハウス整備事業補助金実績報告書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第７条　市長は，前条に規定する実績報告を受けた場合は，関係書類の審査及び現地確認検査等を行い，当該補助事業の条件に適合すると認めたときは，交付すべき補助金の額を確定し，常陸太田市少量多品目生産売れ筋野菜栽培農業用簡易ハウス整備事業補助金確定通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第８条　補助事業者は，前条の規定により補助金の額が確定したときは，当該確定日から起算して３０日以内に常陸太田市少量多品目生産売れ筋野菜栽培

農業用簡易ハウス整備事業補助金交付請求書(様式第５号)を市長に提出し，補助金の交付を請求するものとする。

２　市長は，前項の請求があつたときは，速やかに補助事業者に対し，補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第９条　市長は，補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，当該補助事業者に対し補助金の交付を取り消し，既に補助金の交付があるときは，補助金の全額又は一部を返還させるものとする。

(1)　補助金を目的以外に使用したとき。

(2)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3)　前２号に掲げるもののほか補助金を交付することが不適当と認められる事実があつたとき。

２　市長は，前項の規定により補助金の交付を取り消したときは，常陸太田市少量多品目生産売れ筋野菜栽培農業用簡易ハウス整備事業補助金交付決定取消通知書（様式第６号）により，補助事業者に通知するものとする。

（栽培の実績報告）

第１０条　補助事業者は，農業用簡易ハウスを通年利用し，その結果を事業実施後３年間，毎年３月３１日までに，常陸太田市少量多品目生産売れ筋野菜栽培農業用簡易ハウス栽培実績報告書（様式第７号）により，市長に報告するものとする。

（その他）

第１１条　この要項に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は，公布の日から施行する。

（失効）

２　この告示は，令和７年３月３１日限り，その効力を失う。

（経過措置）

３　改正前の常陸太田市農業用簡易ハウス整備事業補助金交付要項において，平成２９年度までに交付決定をされている事業については，なお従前の例による。

４　第２項の規定にかかわらず，この告示の失効前に交付決定を受けたものについては，なお従前の例による。

附　則（令和元年告示第８５号）

この告示は，公布の日から施行する。

附　則（令和３年告示第４４号）

この告示は，公布の日から施行する。

附　則（令和４年告示第８３号）

この告示は，公布の日から施行する。

附　則（令和５年告示第１２９号）

この告示は，公布の日から施行する。

附　則（令和６年告示第１０６号）

この告示は，令和６年３月３１日から施行する。